

## 第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度(2)

加来, 祥男

九州大学 : 名誉教授 | 福岡工業大学社会環境学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/25876>

---

出版情報 : 経済学研究. 79 (4), pp.1-23, 2012-12-20. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度 (2)

加 来 祥 男

はじめに

大戦前の社会保険制度 概観

1 制度的枠組み (第79巻第2・3合併号)

2 実績

3 小括 (以上、本号)

大戦期の社会保険制度

## I 大戦前の社会保険制度 概観

### 2 実績<sup>19)</sup>

これまでみてきたような制度的枠組みのなかで、社会保険制度はどのように機能したのだろうか。以下では、1913年1月1日に施行された職員保険を対象から外し、疾病、労災、廃疾＝老齢の3保険について、被保険者数の推移を確認したうえで、給付と財政の実績を、各保険に特有の事情をも考慮に入れてみていくこととする。

#### (1) 被保険者数の推移

まず、1885年から1913年までの約30年間における疾病保険、労災保険、廃疾保険の被保険者数の推移を第4表によってみよう。これによると、疾病保険の被保険者数は、この期間に約470万人(人口の約10%)から1460万人近く(22%)にまで増加した。1880年ごろの疾病金

庫加入者数は工業労働者の $\frac{1}{4}$ 、人口の約5%であったといわれるが、この制度の施行開始直後の85年には労働者の40%余り、就業者の $\frac{1}{4}$ 弱が、1913年までにほとんどすべての労働者と職員の一部、就業者の半分以上が疾病保険の被保険者であった。13年頃には1人の被保険者に2～3

19) 第1次世界大戦までの社会保険の実績を統計に基づいて分析したものとして、古くは、W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, pp. 92 101, 125 127, 158 164があり、近藤文二『社会保険』第3章はそれを利用している。また、H. G. Reuter, *Verteilungs- und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich*, in: F. Blauch (Hrsg.), *Staatliche Umverteilungspolitik in historischer Perspektive* (=Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Neue Folge, Bd. 109), Berlin 1980は社会保険の再分配機能という視点から多くの統計を整理・分析している。鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』第5章は、資料的には主にこれに依拠している。3保険の簡潔な概観はJ. Frerich/M. Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Bd. 1 *Von der vorindustriellen Zeit bis zum Ende des Dritten Reiches*, 2. Aufl., München/Wien 1996, S. 101 110で得られる。本稿では、これらを参考にしながら、基本的な統計数字を整理し、そこにみられる特徴を浮き彫りにすることに努める。

第4表 第1次世界大戦前ドイツの労働者保険  
被保険者数 (1885 - 1913年)

(単位：千人；%)

年	疾病保険	労災保険	廃疾保険
1885	4,671 (10)	3,251 (7)	
1886	4,944 (11)	3,821 (8)	
1887	5,221 (11)	4,121 (9)	
1888	5,790 (12)	10,353 (22)	
1889	6,557 (14)	13,374 (28)	
1890	7,018 (14)	13,680 (28)	
1891	7,343 (15)	16,515 (33)	11,490 (23)
1892	7,428 (15)	16,514 (33)	11,650 (23)
1893	7,575 (15)	16,618 (33)	11,813 (23)
1894	7,757 (15)	16,691 (33)	11,978 (23)
1895	8,006 (15)	16,899 (33)	12,145 (23)
1896	8,443 (16)	16,105 (31)	12,314 (23)
1897	8,866 (17)	16,447 (31)	12,486 (23)
1898	9,326 (17)	16,746 (31)	12,660 (23)
1899	9,742 (18)	17,104 (31)	12,836 (23)
1900	10,159 (18)	17,392 (31)	13,015 (23)
1901	10,320 (18)	17,366 (31)	13,197 (23)
1902	10,529 (18)	17,582 (31)	13,381 (23)
1903	10,909 (19)	17,965 (31)	13,567 (23)
1904	11,418 (19)	18,376 (31)	13,756 (23)
1905	11,904 (20)	18,743 (31)	13,948 (23)
1906	12,409 (20)	19,227 (31)	14,143 (23)
1907	12,945 (21)	19,672 (32)	14,958 (24)
1908	13,190 (21)	23,674 (38)	15,226 (24)
1909	13,404 (21)	23,767 (37)	15,444 (24)
1910	13,955 (22)	24,154 (37)	15,660 (24)
1911	14,519 (22)	24,627 (38)	15,878 (24)
1912	15,111 (23)	24,990 (38)	16,099 (24)
1913	14,556 (22)	25,800 (39)	16,324 (24)

註：1) 労災保険の被保険者数は鉱工業などと農林業の二重被保険者分を差し引いた数字。

2) ( ) 内は総人口に対する被保険者数の割合を示す。

資料：Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885 1906, Berlin 1908, S. 8; Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich, 1909, S. 346; 1910, S. 334; 1911, S. 396; 1912, S. 372; 1913, S. 372, 1914, S. 386; 1915, S. 384.

人の家族がいたとされ、人口の半分以上が疾病保険の現物給付を受ける権利を有し、約62%で疾病による困難が緩和された<sup>20)</sup>。

労災保険の被保険者数は、1885年には労働者の1/3強に当たる325万人であったが、88年には一挙に1000万人台に跳ね上がり、90年代から

1900年代半ばまで緩やかに増加した後、再び急増して13年には2580万人を超えていた。これは、労災保険のカバーする範囲が1885~87年に郵便・電信・鉄道、陸海軍、農林業、建設業、海運業へと相次いで広げられていったからであった。総人口に対する被保険者数の割合は7%から39%へと上昇した。そして、第1次世界大戦前には、ほとんどすべての被用者(労働者と職員)に加えて多くの小企業家や農民も労災保険に加入していたとされている<sup>21)</sup>。

1891年に1150万人を数えた廃疾保険加入者数も増勢を示したが、前の2つと比較するとそのテンポは緩やかで、1913年の加入者数は1630万人強であった。総人口に対する被保険者数の割合も、1891年の23%から1913年の24%へとわずかな上昇にとどまった。被保険者には、ほとんどすべての労働者、奉公人、下級職員に加えて、小企業家の一部が含まれていた<sup>22)</sup>。

## (2) 疾病保険

### a 給付実績

1885~1913年の疾病保険の実績を示した第5表によると、疾病件数は1885年の約200万件か

20) F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S.169 170; G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 31 32; M. Stolleis, *Geschichte des Sozialrechts in Deutschland*, S. 77,79, 86; W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, p. 30.

21) G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 54. ロイターによれば、農民のほとんどすべてが、また、企業家では1913年に19万人が労災保険に加入していた。H. G. Reuter, *Verteilungs und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich*, S. 123.

22) リッターは、小企業家としてタバコ産業と繊維工業のそれをあげている。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 54, 138. W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, p. 26 27には、部門・職業別の被保険者数があげられている。

第5表 疾病保険の実績(1885-1913年)

(単位:千人;千件;%;千日;日;千マルク;マルク)

年	被保険者数	疾病件数	疾病率	疾病日数	平均疾病日数	平均給付額	診療代	薬剤費	入院費	疾病給付金	平均疾病給付金
1885	4,671	1,957	41.9	27,864	14.2	54,139	9,967 (18)	8,083 (15)	5,129 (10)	26,193 (48)	13.4
1886	4,944	1,874	37.9	28,963	15.5	59,994	11,273 (19)	9,146 (15)	6,031 (10)	28,662 (48)	15.3
1887	5,221	1,895	36.2	29,590	15.6	62,142	11,949 (19)	9,579 (15)	6,578 (11)	28,942 (47)	15.3
1888	5,790	1,924	33.2	32,116	16.7	68,549	13,455 (20)	10,976 (16)	7,429 (11)	31,356 (46)	16.3
1889	6,557	2,212	33.7	36,156	16.3	78,101	15,542 (20)	12,859 (17)	8,757 (11)	35,184 (44)	15.9
1890	7,018	2,627	37.4	41,003	15.7	92,351	17,820 (19)	15,481 (17)	9,823 (11)	42,687 (46)	16.3
1891	7,343	2,616	39.7	43,949	16.8	98,621	19,031 (19)	16,300 (17)	11,198 (11)	45,202 (46)	17.3
1892	7,428	2,699	36.3	46,405	17.2	104,833	20,271 (19)	17,526 (17)	11,633 (11)	48,010 (46)	17.8
1893	7,575	3,037	40.1	50,120	16.5	112,635	22,670 (20)	19,229 (17)	12,824 (11)	49,908 (44)	16.4
1894	7,757	2,719	35.1	47,381	17.4	109,682	23,448 (21)	18,861 (17)	13,160 (12)	46,369 (42)	17.1
1895	8,006	2,943	36.8	50,302	17.1	115,513	24,395 (21)	19,630 (17)	14,039 (12)	49,286 (43)	16.7
1896	8,443	3,002	35.6	51,462	17.1	120,081	26,083 (22)	20,380 (17)	15,018 (13)	50,152 (42)	16.7
1897	8,866	3,221	36.3	55,577	17.3	131,948	28,250 (22)	22,313 (17)	16,357 (13)	55,910 (43)	17.4
1898	9,326	3,262	35.0	57,348	17.6	140,740	30,512 (22)	23,656 (17)	17,685 (13)	58,746 (42)	18.0
1899	9,742	3,781	38.8	65,198	17.2	160,477	33,501 (21)	26,487 (17)	19,923 (12)	69,022 (43)	18.3
1900	10,159	4,023	39.6	70,147	17.4	174,923	36,061 (21)	28,129 (16)	21,865 (13)	76,465 (44)	19.0
1901	10,320	3,984	38.6	72,446	18.2	183,174	37,554 (21)	28,554 (16)	23,183 (13)	81,294 (44)	20.4
1902	10,529	3,931	37.3	73,125	18.6	186,699	39,479 (21)	29,001 (16)	24,112 (13)	81,218 (44)	20.7
1903	10,909	4,177	38.3	77,603	18.6	202,262	43,082 (21)	31,610 (16)	27,196 (13)	86,044 (43)	20.6
1904	11,418	4,643	40.7	90,052	19.4	237,108	50,461 (21)	34,958 (15)	31,121 (13)	103,202 (44)	22.2
1905	11,904	4,849	40.7	94,715	19.5	257,317	56,198 (22)	37,374 (15)	34,171 (15)	110,849 (43)	22.9
1906	12,409	4,821	38.9	94,078	19.5	266,347	60,323 (23)	38,743 (15)	36,234 (14)	111,753 (42)	23.2
1907	12,945	5,406	41.8	104,883	19.4	302,655	66,766 (22)	42,847 (14)	41,247 (14)	130,288 (43)	24.1
1908	13,190	5,701	43.2	111,925	19.6	331,050	71,544 (22)	46,448 (14)	45,816 (14)	143,399 (43)	25.1
1909	13,404	5,561	41.5	112,190	20.2	342,200	75,378 (22)	47,773 (14)	49,096 (14)	145,826 (43)	26.2
1910	13,955	5,704	40.9	113,460	19.9	357,391	80,703 (23)	51,705 (15)	53,098 (15)	146,162 (41)	25.6
1911	14,519	6,308	43.4	124,372	19.7	399,377	88,196 (22)	56,933 (14)	60,062 (15)	163,780 (41)	26.0
1912	14,151	6,526	47.1	128,381	19.7	455,596	95,250 (22)	61,467 (14)	64,994 (15)	171,648 (40)	26.3
1913	14,556	6,631	45.6	133,685	20.2	458,889	104,001 (23)	67,158 (15)	71,441 (16)	181,759 (41)	27.4

註: 1) 平均給付額は給付総額/疾病件数、平均疾病給付金は疾病給付金/疾病件数を示す。

2) 診療代、薬剤費、入院費、疾病手当欄の( )内はそれぞれの給付総額に占める百分比。

資料: Statistik der Arbeitsversicherung des deutschen Reichs für die Jahre 1885-1906, S. 8, 13, 18; Das Reichs Versicherungsamt und die Deutsche Arbeiterversicherung, Festschrift des Reichsversicherungsamts zum Jubiläum der Unfall- und der Invalidenversicherung 1910, Berlin 1910, S. 171, 176; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1911, S. 306-397; 1913, S. 372-373; 1915, S. 384-385.

ら1913年の660万余件まで、被保険者数の増加をやや上回るペースでほぼ着実に増加し続けた。これに対応して、被保険者数に対する疾病数の割合（疾病率）は、80年代後半から1900年代初頭まで小刻みに変動しながら30%台後半で推移した後、1905年ごろから40%を超え、12、13年には45%を超えた。この間に、平均疾病日数は14日から20日近くにまで伸び、給付総額は1885年の5400万マルクから1913年の4億5900万マルクへと8.5倍の増大を示した。1件当たりの平均給付額でみると、28マルク弱から69マルクまで2.5倍に近い上昇であった<sup>23)</sup>。

給付内容についてみよう。「給付総額」は疾病費用と罹病者の搬送費用からなるが、搬送費用の占める割合はきわめて僅かであった。疾病費用はさらに医療関係の現物給付（診療代、薬剤費、入院費）と疾病給付金とから成り立っていった。そのうち、まず注目されるのは、1885年に疾病給付金が2600万マルク強で給付総額の50%近くを占めていたことである。疾病給付金はその後も増大を続け、1913年には1億8000万マルクに達した。疾病1件当たりの疾病給付金は、1885年の13.4マルクから1913年の27.4マル

クにまで2倍以上に、1日当たりの疾病給付金も0.94マルクから1.36マルクにまで上昇した。ここには、疾病保険制度の所得保障という性格が示されている。ただし、疾病給付金のこの額では単身の労働者であれば何とか生活することができたとしても、家族がいる場合にはそれは難しかった<sup>24)</sup>。

給付総額に占める疾病給付金の割合は1913年には約40%にまで減少した。1885年から7ポイント低下したことになる。それとは逆に、現物給付額は1885年の2300万マルク強から1913年の2億4300万マルクへと10倍を超える増大を示し、給付総額に占めるその割合も、43%から53%へと10ポイント上昇した。とくに診療代や入院費の伸びが顕著であった。疾病1件当たりでみた現物給付額は、1885年の12マルク足らずから1913年には約37マルクへと3倍を超える増大を示した。

## b 財政

疾病費用に管理費を合わせた経常支出とそれを賄う経常収入との推移をみたのが第6表である。これによると、支出総額は、1885年の5800万マルクから1913年の4億9000万マルクへと8.5倍の増加を示した。支出総額に占める給付総額の割合はほぼ一貫して94%で安定していた。それに対して収入額は、同期間に約6500万マル

23) こうした展開には、現物給付の強化、家族に対する給付の拡大、最長給付期間の延長といった制度改正に加えて、労働者が疾病保険制度に習熟してきたことも作用していた。加えて、リッターの次のような指摘にも注目しておきたい。即ち、疾病による欠勤は賃金の支払停止につながるために、当初は疾病登録の敷居は際立って高かったが、生活状態の向上がその敷居を低くした、また、疾病保険制度が労働者の健康意識を高める働きもした、と。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 64 65. 他に、W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, p. 96; M. Stolleis, *Geschichte des Sozialrechts in Deutschland*, S. 87; 近藤文二『社会保険』、141 142ページをも参照。疾病保険制度に関しては、これらの他に、金庫の管理・運営のあり方や、医療制度の発展、医師との関係といった問題が残されているが、ここではそれに立ち入ることにはできない。

24) ヘンツェルは、世紀交替期の工業労働者の年勤労所得をおよそ900マルクと算定している。V. Hentschel, *Geschichte der deutschen Sozialpolitik (1880 1980). Soziale Sicherung und kollektives Arbeitsrecht, Frankfurt am Main 1983*, S. 22. 鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』、208、228ページをも参照。加藤榮一「社会保険のゲネシス・試論」、17ページでは、このヘンツェルの叙述をうけて、「家族をその構成単位とする20世紀社会保障の特徴はまだ形成されていなかった」、とされている。土田武史『ドイツ医療保険制度の成立』、229ページも参照。

第6表 疾病保険財政(1885-1913年)

(単位:千マルク;マルク)

年	収入総額	雇用主 保険料	被保険者 保険料	被保険者1人 当たり保険料	利子その他	支出総額	給付総額	事務費	資産
1885	65,408	17,387	45,119	9.7	2,902	57,788	54,139	3,648	31,782
1886	72,254	19,515	49,821	10.1	2,918	63,816	59,994	3,821	37,191
1887	77,903	21,293	53,535	10.3	3,075	66,259	62,142	4,117	47,457
1888	86,034	23,612	58,788	10.2	3,634	73,341	68,549	4,792	66,129
1889	95,922	26,522	65,513	10.0	3,886	83,331	78,101	5,230	78,055
1890	104,836	29,149	71,108	10.1	4,579	98,062	92,351	5,710	83,710
1891	111,737	31,273	75,562	10.3	4,902	104,825	98,621	6,204	90,147
1892	115,007	32,357	77,468	10.4	5,182	111,320	104,833	6,487	93,654
1893	122,978	35,687	81,758	10.8	5,534	119,847	112,635	7,212	93,022
1894	128,386	37,370	85,405	11.0	5,612	116,587	109,682	6,904	104,343
1895	134,704	39,162	89,449	11.2	6,094	122,600	115,513	7,087	115,538
1896	144,462	42,270	96,086	11.4	6,106	127,583	120,081	7,502	131,242
1897	155,849	45,546	102,877	11.6	7,426	139,942	131,948	7,994	146,452
1898	166,735	48,959	110,191	11.8	7,585	149,282	140,740	8,542	161,618
1899	178,546	52,162	117,140	12.0	9,245	169,795	160,477	9,318	170,086
1900	193,130	56,502	126,220	12.4	10,408	185,123	174,923	10,201	176,594
1901	200,351	58,625	130,784	12.7	10,942	194,060	183,174	10,886	186,645
1902	210,033	61,516	137,508	13.1	11,009	198,387	186,699	11,688	199,419
1903	224,578	66,479	146,845	13.5	11,253	214,745	202,262	12,483	201,214
1904	264,819	79,414	172,566	15.1	12,839	251,408	237,108	14,301	212,840
1905	288,123	87,102	187,692	15.8	13,328	272,296	257,317	14,979	226,106
1906	314,462	95,510	205,568	15.6	13,383	282,487	266,347	16,140	253,360
1907	345,669	106,262	225,273	17.4	14,133	320,387	302,655	17,733	270,227
1908	365,994	114,914	236,220	17.9	14,860	350,544	331,050	19,494	267,708
1909	385,687	120,973	248,562	18.5	16,151	362,894	342,200	20,694	286,525
1910	414,371	129,833	267,670	19.2	16,868	379,410	357,391	22,019	318,574
1911	447,990	140,454	288,977	19.9	18,559	423,299	399,377	23,922	338,273
1912	485,618	152,414	311,162	22.0	22,042	451,652	425,596	26,056	362,400
1913	509,493	160,700	326,313	21.0	22,470	490,339	459,889	30,449	373,844

資料: Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885 1906, S. 13; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1910, S. 334; 1913, S. 372; 1915, S. 385.

クから5億1000万マルク弱へと、7.8倍の増加であった。主な収入源は、保険料と利子であったが、大部分を占めたのは前者であり、被保険者と雇用主との保険料負担比率からして、被保険者の保険料が収入全体のおよそ $\frac{2}{3}$ を占めてい

た。被保険者1人当たりの保険料は、1885年の10マルク足らずから1913年には21マルクにまで上昇したが、これらはそれぞれの時期の労働者の年所得の1.6%、1.8%に相当した<sup>25)</sup>。

収入の伸びは支出のそれをやや下回ってはい

たけれども、いずれの年にも収入総額は支出総額を上回り、その限りでは保険財政は全体としては健全であったように見える。そして、疾病金庫の資産総額は、1885年の3178万マルクから1913年には3億7000万マルクを超えるまで12倍に近い増加を示した。資産額は、1890年代後半から1900年代前半にかけては支出総額を上回っていたが、その後はやや低下して1910年前後にはその70%台後半から80%台前半の水準にあった。平均年支出額に相当する積立金の形成という規定（1883年「疾病保険法」第10、32、64、72、73条；「ライヒ保険法」第364条）からすれば、この資産形成ではなお不十分ということになる。1903年「疾病保険法改正法」で保険料の上限が引き上げられたのは、こうした状況への対応であったと考えられる<sup>26)</sup>。

### c 保険者別実績

以上は疾病保険全体を鳥瞰して得られる特徴である。しかし、この制度では多種の保険者が設定されていたから、それによって給付内容ははじめとする実態がどのように異なっていたのかについてもみておかなければならない<sup>27)</sup>。1911年

の疾病保険の状況を保険者別にみた第7表によると、総数で2万3000余りの保険者が存在し、そのうち市町村疾病保険が8198で最も多く、それに、8000近くの経営疾病金庫、5000弱の地区疾病金庫、1200余りの登録共済金庫がつづいていた。ところが被保険者数でみると、地区疾病金庫が700万人を超える被保険者を有して全体の約50%を占め、次いで経営疾病金庫の被保険者数が340万人（24%）であり、市町村疾病保険のそれは170万人で12%にとどまった。それにつづくのは登録共済金庫で、金庫数では1227を数え、被保険者数は90万人強（6%）であった。これらの数字は、保険者間で規模の違いがあったことを示している。1保険者当たりの被保険者数では、5600人を超える鉱夫組合金庫が群を抜いて大きく、1500人弱の地区疾病金庫、約750人の登録共済金庫、400人強の経営疾病金庫、建設疾病金庫とつづいた。他方、市町村疾病保険では平均被保険者数は200人を僅かに超えるにすぎず、邦法扶助金庫のそれも300人足らずであった。

全体平均ではおよそ20日であった疾病日数は、建設疾病金庫では16日ともっとも短く、鉱夫組合金庫の17日がそれにつづいた。経営疾病金庫と邦法疾病金庫では平均疾病日数は19日に近く、登録共済金庫、地区疾病金庫、同業者疾病金庫、自治体疾病金庫のそれは20日前後であった。総じて、保険者間の差はそれほど大きくなかったといつてよい。

他方で、疾病率では大きな開きがみられた。鉱夫組合金庫と建設疾病金庫ではそれは60%に

25) W. Hofmann, *Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts*, Berlin/Heidelberg/New York 1965, Tab. 108によれば、工業・手工業労働者の平均年間所得は、1885年には622マルク、1913年には1163マルクであった。

26) ツェルナーは、3保険部門で1914年までかなりの収入超過があり、廃疾保険の場合には1894-1914年に年支出の約8倍の資産が形成されたことを指摘したのにつづいて、「修正された賦課方式という今日の見方からすれば、これは驚くほど高い積立金であった。当時規定されていた積立方式の見方では、資産形成は必要額にはるかに及ばなかった。…疾病金庫の平均保険料率は1913年までに2%から3%へ上昇した」と述べている。D. Zöllner, *Landesbericht Deutschland*, S. 104. 当時の方式をおしなべて積立方式と整理するのは無理であろうが、疾病金庫の資産形成と保険料率との関連についての指摘は示唆的である。あとの註46)をも参照。

27) 保険者別の疾病保険の実態については、W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, pp. 92-101; 土田武史『ドイツ医療保険制度の成立』、218-224ページ; 鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』、203-208ページをも参照。

第7表 保険者別疾病保険(1911年)

(単位:千人;人;千件;% ;千日;日;千マルク;マルク)

金庫	金庫数	被保険者数	平均規模	疾病件数	疾病率	疾病日数	平均疾病日数	給付総額	平均給付額
地区疾病金庫	4,748	7,218	1520	3,152	43.7	64,893	20.6	188,816	59.9
経営疾病金庫	7,921	3,396	429	1,655	48.7	30,888	18.7	113,256	68.4
建設疾病金庫	41	17	416	10	58.8	160	16.0	498	49.8
同業者疾病金庫	845	327	387	126	38.5	2,549	20.2	7,928	62.9
登録共済金庫	1,227	925	754	342	37.0	6,800	19.9	21,796	63.7
邦法扶助金庫	129	35	272	11	31.4	207	18.8	669	60.8
鉱夫組合金庫	159	900	5659	536	59.6	9,244	17.2	38,028	70.9
市町村疾病保険	8,198	1,701	207	477	28.0	9,632	20.2	24,507	51.4
総計	23,268	14,519	624	6,308	43.4	124,373	19.7	399,377	63.3

註: 平均規模 = 被保険者数 / 金庫数; 疾病率 = 疾病件数 / 被保険者数; 平均疾病日数 = 疾病日数 / 疾病件数  
平均給付額 = 給付総額 / 疾病件数

資料: *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 277, 1915, S. 1\* 6\*; *Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich*, 35. Jg., 1914, S. 372; *Vierteljahrshefte zur Statistik des Deutschen Reichs*, 22. Jg., Heft 2, 1913, S. 2.

近く、これに対して、市町村疾病保険と邦扶助金庫では約30%にとどまった。これらが両極をなし、その中間に、経営疾病金庫(49%)と地区疾病金庫(45%)、同業者疾病金庫(40%)、登録共済金庫(37%)が位置していた。疾病率にみられるこうした差異が、各職業の危険度にかかわるのか、あるいは保険者の財政状況が作用しているのか、さらに他の要因によるのか、さらなる考究を必要とする。

平均給付額では、最低の建設疾病金庫(50マルク)、それに近い市町村保険(51マルク)と最高の鉱夫組合金庫(71マルク)、つづく経営疾病金庫(68マルク)との間には20マルクに近い開きがあり、その他の保険者の場合には60マルク前後であった。

給付期間の分布を保険者別にみると(第8表)、法律に定められた26週間とする保険者が圧倒的に多かった。とくに市町村疾病保険と建設業疾病金庫の場合はすべてがそうであったし、同業者疾病金庫もそれに近かった。地区疾病金庫でも97%では給付期間は26週であった。他方、経

営疾病金庫では、26週を超えて給付を行う金庫が5%強あったし、登録共済金庫や邦法扶助金庫では39週以上にわたって救済を行う金庫がそれぞれ15%、22%を占めていたことも注目される。これは、疾病保険法成立以前からの伝統を引き継いでいたものであろう。

保険者による給付内容の違いについては、疾病給付金や保険料の賃金に対する比率についての数字が得られる。第9表が示すように、疾病給付金については、全体の90%近くが賃金の50%相当額を支給しており、とくに市町村疾病保険と建設疾病金庫では95%以上が、また、地区疾病金庫、経営疾病金庫、同業者疾病金庫にあっても、およそ80%がそうであった。「疾病保険法」第6、20条の規定に沿った運営がなされていたのである。しかし、それを超える疾病給付金を支給する金庫もあり、それは増加傾向にあった<sup>28)</sup>。地区疾病金庫、経営疾病金庫、同業者疾病金庫の場合にはその割合は約20%に達していた。ここでは、第21条の規定が生かされていたことがわかる。



第8表 保険者別疾病保険の給付期間 (1911年) (単位: 保険者数)

金庫	保険者数	給付期間			
		26週	26~39週	39~52週	52週以上
地区疾病金庫	4,748	4,625	55	67	1
経営疾病金庫	7,921	7,420	154	347	-
建設疾病金庫	41	41	-	-	-
同業者疾病金庫	845	831	8	6	-
登録共済金庫	1,227	1,041	38	189	9
邦法扶助金庫	129	93	4	28	4
鉱夫組合金庫	159	-	-	-	-
市町村疾病保険	8,198	8,198	-	-	-
合計	23,268	22,249	259	637	14

資料: Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 258 Die Krankenversicherung im Jahre 1911, 1912, S. 74 76.

第9表 保険者別疾病給付金・保険料の賃金に対する比率 (1911年) (単位: 保険者数)

金庫	保険者数	疾病給付金の賃金に対する比率			保険料の賃金に対する比率					
		1/2	1/2~2/3	2/3~3/4	1.5%未満	1.50%	1.5~2.0%	2.0~3.0%	3.0~4.5%	4.5~6.0%
地区疾病金庫	4,748	3,875	756	117	22	43	409	2,470	1,701	103
経営疾病金庫	7,921	6,266	1,328	327	156	386	939	3,988	2,253	199
建設疾病金庫	41	39	2	-	2	3	1	25	7	3
同業者疾病金庫	845	673	141	31	23	29	189	395	196	13
市町村疾病保険	8,198	8,184	10	4	213	3,835	2,007	2,143	-	-
合計	21,753	19,037	2,237	479	416	4,296	3,545	9,021	4,157	318

註: 登録共済金庫、邦法扶助金庫、鉱山組合金庫については、数字が得られない。

資料: Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 258, 1912, S. 9\*, 77 79.

また、保険料の賃金に対する比率をみると、全体的には2.0~3.0%の層が40%強を占めて最も多く、それに1.5% (20%)、3.0~4.5% (19%)、1.5~2.0% (16%) がつづいた。しかし、ここでも保険者ごとの違いがみられた。市町村疾病保険では、保険料が賃金の1.5%であるケー

スが47%と半分に近く、1.5~2.0%と2.0%~3.0%の層がそれぞれ24%、26%を占める一方、3.0%を超えるケースはみられなかった。これに対して、地区疾病金庫、経営疾病金庫、建設疾病金庫、同業者疾病金庫では、2.0~3.0%の層が最も多く (それぞれに52、50、61、44%)、3.0~4.5%の層がそれにつづいた (上と同じ順序で36%、35%、25%、25%) もう少し大括りで見ると、地区疾病金庫の場合には、2.0~4.5%が90%近くを占め、経営疾病金庫と建設疾病金庫でも、この2つの層を合わせると、80%近くに達した。同業者疾病金庫の場合にはそれは

28) Statistik des Deutschen Reichs, Neue Folge, Bd. 258 Die Krankenversicherung im Jahre 1911, Berlin 1912, S. 9\*では、以下のような数字があげられている。5種類の疾病金庫のうち、賃金の50%に当たる疾病給金を支給した金庫は1888年には17179、1911年には19037であったのに対して、賃金の1/2超~2/3まで、2/3超の疾病給金を支給した金庫数はそれぞれ、同じ期間に705から2237へ、265から479へと増加した。

70%弱で、1.5~2.0マルクの層が20%強であったが、1.5%以下のケースはわずか6%にすぎなかった。こうした分布状況は、保険料の上限が市町村疾病保険の場合には3%、地区疾病金庫などでは4%に設定された1903年「疾病保険法改正法」の規定と対応したものと見えようが、保険者間だけでなく各保険者のなかでも相当の格差があったことをも示している。

最後に、保険財政を保険者別にみておこう。第10表によれば、1911年に、地区疾病金庫から邦法扶助金庫に至るまでの疾病金庫では経常収入が経常支出を上回っていたが、市町村疾病保険では逆に支出超過となっていた。より立ち入って、「収入超過金庫」と「収支均衡金庫」、「支出超過金庫」に分けてみると、「収入超過金庫」と「収支均衡金庫」を合わせた割合が同業者疾病金庫では70%、地区疾病金庫では65%強であり、他の保険者にあっても過半数を占めていた。とくにこの年に収入超過分から積立金への繰り入れを行った「収入超過金庫」は、建設疾病金庫、同業者疾病金庫と市町村疾病保険では50%

に近く、経営疾病金庫、地区疾病金庫、邦法扶助金庫でも35~40%であった。他方では、経営疾病金庫、建設疾病金庫、登録共済金庫、邦法扶助金庫、市町村疾病保険における「支出超過金庫」は40%を超えており、とくに登録共済金庫では50%近くがそうであった。同一保険者にあっても、その財政状況に大きな違いがあったのである。

ところで、先にも触れたように、積立金が目処とされる「平均年支出額」に達している場合には収入超過を積立金へ繰り入れる必要はなかった。そこで、年間純支出に対する積立金の比率の分布をみると、全体の45%にあたる1万余の保険者では年間支出額を上回る積立金が形成されていたことがわかる。保険者別にみると、経営疾病金庫の%近く、邦法扶助金庫の60%近く、登録共済金庫、地区疾病金庫、同業者疾病金庫の半数近くでも同様であった。これとは対照的に、市町村疾病保険では、十分な積立金を有するのは20%強にすぎず、「積立金なし」と「負債超過」がそれぞれ30%、33%を占めていた。

第10表 保険者別疾病保険財政(1911年)

(単位: 保険者数のほかは千マルク)

保 険 者	保 険 者 数	経常収入 総 額	経常支出 総 額	収入超 金庫数	収支均衡 金 庫	支出超 金庫数	資産総額	うち、 積立金	負 債 総 額	積立金/年間純支出					
										100% 以上	50~ 100%	25~ 50%	25% 未満	積立金 な し	負 債 超 過
地区疾病金庫	4,748	227,961	215,943	1,685	1,425	1,638	154,118	135,296	2,376	2,254	1,820	433	173	44	24
経営疾病金庫	7,921	122,535	116,056	3,091	1,531	3,299	128,922	115,967	1,643	5,131	1,940	414	192	155	89
建設疾病金庫	41	586	520	20	4	17	281	132	4	7	1	4	1	26	2
同業者疾病金庫	845	10,119	9,090	410	179	256	7,332	6,303	118	383	256	97	68	22	19
登録共済金庫	1,227	25,660	24,719	359	280	588	21,901	19,814	76	607	436	70	39	69	6
邦法扶助金庫	129	783	765	46	28	55	1,832	793	2	74	32	10	8	5	-
市町村疾病保険	8,198	24,647	25,433	3,822	870	3,506	10,532	6,996	7,689	1,867	570	316	246	2,492	2,707
総 計	23,109	412,291	392,525	9,433	4,317	9,359	324,919	285,300	11,907	10,323	5,055	1,344	727	2,813	2,847

註: 1) 1883年「疾病保険法」第10、32条(第64、72、73条も関連)は、平均年収入ないし平均年支出に相当する積立金の形成と、そのための保険料の%の積立金への繰り入れを規定している。「収入超金庫」とは、積立金への繰り入れができるだけの収入超がある金庫を、「収支均衡金庫」とは、収入超が僅かで積立金への繰り入れができない金庫をさす。

資料: Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 258, 1912, S. 16\* 18\*, 58 73.

ここでも、市町村疾病保険では厳しい財政状態のもとにあるものが多かったことが確認される。建設疾病金庫でも「積立金なし」が60%を超えていたが、これは、建設作業には短期的なものが多く、積立金の形成が不要とみなされていたことによるという<sup>29)</sup>。

以上でみてきたように、1883年の法律によって制度化されたドイツの疾病保険は、その後の30年間に対象範囲を拡大し、給付水準を引き上げながら、ドイツ社会のなかに定着してきたのであった。ただし、保険者間になかなか大きな格差があったことも事実である。こうした格差を是正し、制度としての統一性を整えようとするところに、1911年「ライヒ保険法」の狙いがあったものと思われる。

### (3) 労災保険

#### a 給付実績

労災保険の給付実績は、第11表によって概観することができる。労災保険の主な保険者は、部門と地域ごとに設置された同業保険組合であり、その数は1885年の57から88、89年には86、112にまで急増し、その後は僅かに増加して、1913年には117であった<sup>30)</sup>。これは、85～87年に労災保険の範囲が相次いで拡大されていったためであった。労災保険の保険者としてはこのほかに邦や自治体などの保険機関と、建設業保険組合および海運業保険組合に設置された保険

所があり、これらの数は、当初は100に満たなかったが、その後急増して1900年代初頭には500を超え、13年に561を数えた。保険機関と保険所の数に小刻みな変動がみられるのは、建設工事などのように短期の事業が保険の対象に含まれていたからであろう。

これらの保険者が労災保険制度全体のなかでどのような位置を占めたのかを第12表によって確認しておこう。ここで示される数字には不正確なところが残されているけれども、保険者といえば同業保険組合の占める比重が、部門でいえば鉱工業と農業のそれが圧倒的であったことは明らかである。同業保険組合の間でも、規模や危険度、財政状況などに関して差異がみられたが、ここではその点には立ち入らず、全体的な動きとその特徴を明らかにしよう。

事故によってその年に新規に給付を受けた被保険者数は、1886年の1万人強から1905年に14万人を超えるまで着実に増加したが、その後は14万人前後で小刻みに変動した。被保険者全体に占めるその割合は、90年代前半までは0.2～0.4%の範囲に、それ以降はそれよりもやや高く0.5～0.8%の範囲にあった。受給者合計は、当初の1万人強から年々増加して、1908年には100万人を超えたが、それが被保険者合計に占める割合は、当初の1%未満から1906/06年に5%近くにまで上昇し、その後はやや減少して約4%の水準で推移した<sup>31)</sup>。

給付総額は、1886年には200万マルク足らずであったが、そこから急増して95年には5000万マルクを、1902年には1億マルクを超え、13年には1億8000万マルク近くに達した。給付内訳をみると、治療費は1886年の28万マルクから1913年には1300万マルクを超えるまでに増大したが、給付総額に占めるその割合は15%から7

29) *Statistik des Deutschen Reichs*, Neue Folge, Bd. 258, S. 18\*.

30) 同業保険組合は、共通の課題を遂行するために、1885年にはドイツ同業保険組合連合 *der Verband der Deutschen Berufsgenossenschaft* を結成した。疾病保険においても同様の動きがみられ、1894年の地区疾病金庫中央連合 *der Centralverband der Ortskrankenkassen* を皮切りに、経営疾病金庫や同業組合疾病金庫の連合体が設立されていった。D. Zöllner, *Landesbericht Deutschland*, S. 104.

第1次世界大戦期ドイツの社会保険制度(2)

第11表 労災保険実績(1885-1913年)

(単位:千人;千マルク;マルク;%)

年	保 険 者		被 保 険 者 数	受 給 者 数 総 計	うち、 新規受給者	給 付 総 額	うち、 治療費	傷害年金	遺族年金	平均年金額		事故の最終結果			
	同業保険組合	邦民族間協会の								傷害年金	寡婦年金	死 亡	完全就業不能	部分就業不能	就業能力回復
1885	57	83	3,251	0 (0.0)	0	20	0	0	9 (45)	149	95	25.9	3.5	39.7	31.0
1886	62	47	3,821	11 (0.3)	11	1,915	281 (15)	1,044 (55)	449 (23)	194	119	19.5	3.1	47.0	30.4
1887	62	48	4,121	25 (0.6)	17	5,933	727 (12)	3,684 (62)	1,234 (21)	196	126	16.7	3.3	50.7	29.4
1888	86	178	10,353	42 (0.4)	21	9,692	1,068 (11)	6,277 (65)	2,019 (21)	185	128	15.9	2.8	52.1	29.1
1889	112	285	13,374	67 (0.5)	31	14,489	1,475 (10)	9,534 (66)	3,005 (21)	167	127	14.2	2.3	55.6	27.9
1890	112	316	13,680	100 (0.7)	42	20,351	2,071 (10)	13,539 (67)	4,094 (20)	155	128	13.4	2.1	56.2	28.4
1891	112	352	16,515	139 (0.8)	51	26,471	2,629 (10)	17,904 (68)	5,256 (20)	146	134	12.1	2.1	56.3	29.6
1892	112	348	16,514	179 (1.1)	56	32,395	3,312 (10)	21,946 (68)	6,380 (20)	139	134	12.2	2.0	51.5	34.2
1893	112	372	16,618	222 (1.3)	63	38,279	3,812 (10)	26,126 (68)	7,487 (20)	133	134	11.0	1.9	51.8	35.3
1894	112	385	16,691	268 (2.2)	70	44,501	4,365 (10)	30,723 (69)	8,561 (19)	128	133	11.4	1.7	49.7	37.3
1895	112	393	16,899	318 (1.9)	76	50,442	4,646 (9)	35,306 (70)	9,583 (19)	124	133	11.0	1.5	47.7	39.8
1896	112	401	16,105	375 (2.3)	86	57,654	5,395 (9)	40,615 (70)	10,709 (19)	121	134	10.7	1.3	47.1	40.9
1897	113	404	16,447	431 (2.6)	92	64,591	5,798 (9)	45,870 (71)	11,880 (18)	120	136	10.8	1.2	46.0	42.0
1898	113	409	16,746	487 (2.9)	98	71,733	6,088 (8)	51,415 (72)	13,090 (18)	119	137	10.2	1.1	45.5	43.2
1899	113	416	17,104	544 (3.2)	106	79,284	6,439 (8)	57,194 (72)	14,405 (18)	120	139	10.4	1.1	45.4	43.1
1900	113	425	17,392	595 (3.4)	108	87,352	6,920 (8)	63,228 (72)	15,750 (18)	123	140	9.4	1.0	44.3	45.3
1901	113	478	17,366	654 (3.8)	117	99,301	7,766 (8)	71,226 (72)	17,263 (17)	124	140	8.5	1.0	42.3	48.2
1902	114	481	17,582	711 (4.0)	121	108,133	8,409 (8)	78,376 (72)	18,580 (17)	125	146	8.2	1.0	40.0	50.8
1903	114	487	17,965	771 (4.3)	129	117,913	8,809 (7)	86,193 (73)	20,357 (17)	125	146	8.1	0.8	37.4	53.7
1904	114	503	18,376	835 (4.5)	138	127,309	9,266 (7)	93,790 (74)	21,666 (17)	125	148	7.9	0.7	35.1	56.3
1905	114	516	18,743	893 (4.8)	141	136,148	9,663 (7)	100,560 (74)	23,187 (17)	126	150	7.9	0.6	33.1	58.4
1906	114	527	19,227	936 (4.9)	140	143,161	9,777 (7)	105,764 (74)	24,718 (17)	127	153	8.3	0.6	31.1	60.0
1907	114	535	19,672	980 (5.0)	145	151,091	10,181 (7)	111,139 (74)	26,514 (18)	128	154	8.2	0.5	29.5	61.7
1908	114	540	23,674	1,009 (4.3)	143	157,885	10,828 (7)	115,271 (73)	28,201 (18)	129	157	8.2	0.5	26.8	64.6
1909	114	545	23,767	1,021 (4.3)	139	162,266	11,096 (7)	117,418 (72)	29,961 (18)	131	160	7.9	0.4	25.4	66.4
1910	114	546	24,154	1,018 (4.2)	132	164,425	11,299 (7)	118,027 (72)	31,246 (19)	132	163	8.5	0.4	24.7	66.4
1911	114	556	24,627	1,018 (4.1)	132	166,611	11,520 (7)	118,008 (71)	32,649 (20)	133	167	9.1	0.4	24.9	65.7
1912	114	544	24,990	1,014 (4.1)	137	170,303	12,191 (7)	118,322 (69)	34,286 (20)	136	170	9.0	0.4	25.9	64.8
1913	117	561	25,800	1,010 (3.9)	140	176,638	13,103 (7)	119,749 (68)	36,198 (20)						

注: 1) 事故の最終結果は、事故後4~5年を経過した時点での状態を鉱工業保険組合について百分率で示す。

2) 「治療費」は、狭義の医療費のほかに、事故後13週間の扶助、施設治療費およびその期間の家族年金を含む合計額。

3) 受給者総計額の( )は被保険者数に対するその百分比、治療費、傷害年金、遺族年金欄の( )は給付総額に対するそれぞれの百分比。

資料: Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885-1906, S. 8; 10, 14, 15, 18, 19; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1909, S. 346; 1910, S. 334, 335; 1911, S. 396, 397; 1912, S. 372; 1913, S. 372, 373; 1915, S. 384, 386; 1918, S. 81; H. G. Reuter, Verteilungs- und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich, in: F. Blach (Hg.), Staatliche Umverteilungspolitik in historischer Perspektive, Berlin 1980, S. 155.

第12表 労災保険の保険者別構成 (1911年)

(単位：人)

保険者	保険者数・経営数・被保険者数	鉱工業	農林業	建設業	海運業	合計
同業保険組合	保険者数	64	48	1	1	114
	経営数	721,831	5,434,100	20,297	1,695	6,177,923
	被保険者数	9,407,647	17,179,000	355,936	83,016	27,025,599
保険所	保険者数			13	1	14
	被保険者数					
邦保険機関	保険者数	63	55	79	13	210
	被保険者数	577,235	253,249	59,527	983	890,994
自治体保険機関	保険者数			346		346
	被保険者数			110,077		110,077
合計	保険者数	127	103	426	15	684
	被保険者数	9,984,882	17,432,249	525,540	83,999	28,026,670

註：1) 鉱工業保険組と農林業保険組合の双方で被保険者となっている340万人は二重に計算されている。

2) 建設業保険組合と海運業保険組合の保険所については、被保険者数が捕捉できない。

資料：Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts, 29. Jg., Nr. 1, 10. Jan. 1913, S. 2 3.

%にまで減少した。遺族年金は同じ時期に45万マルクから3600万マルク強にまで増大しながら、その割合は20%に近い水準で横這いであった。それに対して傷害年金は、100万マルクから1億2000万マルク近くにまで増大した。給付総額に占めるその割合は1880年末の65%前後から1900年代中頃の74%まで着実に上昇したが、その後は漸減し、12、13年には70%を割っていた。1人当たり平均年金額でみると、傷害年金は1880年代中頃には200マルク近くであったが、

1899年には120マルクを割り込み、その後やや持ち直して1910年前後には約130マルクであった。他方、遺族年金のうちの寡婦年金の平均額は、1880年代後半の約120マルクから1913年の170マルクまで徐々に上昇していった。寡婦年金としては死亡した被保険者の年勤労所得の20%が支給されることになっていたから(1884年「労災保険法」第6条)、平均額の上昇は、この間の賃金水準の上昇に対応するものであったと考えられる。これに対して、傷害年金にみられる変動は、被保険者の所得のほかに、部分的な就業不能の場合に支給される年金額とそれが全体に占める比重といった複合的な要因によるものであった。

31) テンシュテットによれば、プロイセンでは1869 76年に労働者の事故が約6万6000件あり、そのうち59%に当たる約4万件が作業中の事故であった。1871年「雇用主賠償責任法」 das Haftpflichtgesetz (=Gesetz, betreffend die Verbindlichkeit zum Schadenersatz für die bei dem Betrieben von Eisenbahnen, Bergwerken, Fabriken, Steinbrüchen und Gräbereien herbeigeführten Tötungen und Körperverletzungen. Vom 7. Juni 1871) の下では、事故の責任が企業家にあることを労働者の側で証明しなければならなかったから、補償の対象となったのは事故の10~40%にすぎず、しかも実際の補償は企業家の支払い能力にかかっていた。F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S. 174 175. G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 31をも参照。

そこで、事故の結果についてみておくこととしよう。事故から4~5年が経過した時点での状況を鉱工業保険組合についてみれば、1886年には事故にあった者のうち約26%が死亡し、43%が永続的な就業不能(うち、全面的な不能が4%、部分的な不能が40%)、そして、就業

能力を回復したケースが31%であった。ところが、それ以降、死亡の割合は大きく減少して1901年に10%を切り、その後も8~9%にとどまっていた。完全就業不能も、1880年代後半には3%強であったが、89年には3%、90年代前半には2%、1904年には1%を割り込み、10年ごろからは0.5%弱であった。また、部分的な就業不能は、1880年代末から90年代前半にかけては一時的に50%を超えたけれども、その後は次第に低下して1900年代初めには40%を、1908年には30%を割り込んだ。それに対して、就業能力を回復した割合は、80年代末から90年代初めにかけて30%を割り込んだけれども、その後は上昇に転じて1903年には50%を超え、1910年ごろには約 $\frac{2}{3}$ を占めていた。以上、これらのことは、事故のなかで軽度のものが多くなる傾向にあったことを示している。そして、それは傷害年金額を引き下げる方向に作用したと考えられる。この動向には同業保険組合の事故防止が与っていた<sup>32)</sup>。

最後に、労災保険による給付が被保険者の生活にとってどのような意味をもったのか、2つの事例によってみておこう<sup>33)</sup>。

年勤労所得1263.90マルクの煉瓦工は、足

場から転落して胸部挫傷を負った。病院に入院して治療を受けたが、最初の13週間については疾病保険が用いられ、その後の入院期間90日についての費用306.55マルクは同業保険組合によって負担された。この入院期間中、「労災保険法」第7条の規定に従って配偶者と2人の子どもに157.28マルクの家族年金が支給された。この煉瓦工は、退院後も就業不能で年勤労所得の $\frac{2}{3}$ に相当する842.60マルクの年金を受け取った。彼は、その後、負傷が原因で死亡し、遺族には84.30マルクの埋葬金と632.40マルクの遺族年金が支給された。作業中に膝に損傷を負った農業労働者の場合、105日間の入院期間について157.50マルクの費用は同業保険組合によって負担され、この間、配偶者と子ども2人は77.25マルクの年金を受給した。この農業労働者は、退院後も生業能力の90%が損なわれており、324マルクの年金を受け取った。その後、彼は敗血症が加わって死亡した。遺族には埋葬金36マルクと遺族年金270マルクが支給された。この農業労働者の場合、給付額は平均勤労所得540マルクに基づいて算定された。

これらの事例は、高賃金労働者の場合には労災保険の給付によって生活していくことが辛うじて可能であったとしても、低賃金層にとってはそれが困難であったことを示している。

## b 財政

労災保険の財政を示したのが第13表である。これによると、労災保険の支出総額は1885年には100万マルクであったが、それ以降は上昇を続けて1900年には1億マルクを超え、13年には2億1500マルク強であった。30年間足らずの期間に22倍の増大を示したことになる。給付額も、同じ時期に2万マルクから、8700万マルク、

32) F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S. 177-178では、事故数が増えるなかで重傷や死亡の割合は低下し、また、ほとんどの事故は「新しい」工場においてではなく、運送業や製粉所、倉庫業、採石所といった「伝統的な」部門で発生したことが指摘されている。部門別の事故数は、例えば *Hauptergebnisse der Unfallversicherung 1911*, in: *Reichs Arbeitsblatt*, 11. Jg. Nr. 1, 27. Januar 1913, S. 51-52でも確認される。Frerich/M. Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Bd. 1, S. 109; 木下秀雄『ビスマルク労働者保険成立史』、221ページをも参照。

33) *Die Leistungen der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs*. Merkblatt. Für die Weltausstellung zu Paris im amtlichen Auftrage bearbeitet von Dr. jur. G. A. Klein, Berlin 1900, S. 13-14.

第13表 労災保険財政 (1885 - 1913年)

(単位：千マルク)

年	収入総額	保険料	利子 その他	支出総額	給付総額	事務費	うち、			資産
							事故防止	補償決定	訴訟手続き	
1885	1,004	986	18	1,004	20	984	3	2	8	
1886	13,086	12,662	424	5,116	1,915	3,200	70	87	127	7,971
1887	20,656	19,598	1,058	9,797	5,933	3,864	367	159	215	18,830
1888	28,870	27,241	1,630	14,440	9,692	4,748	326	279	253	33,260
1889	36,821	34,321	2,500	20,171	14,489	5,682	299	443	350	49,910
1890	42,528	38,797	3,730	26,624	20,351	6,272	332	677	391	65,814
1891	51,512	46,621	4,891	33,582	26,471	7,111	409	873	495	83,744
1892	56,380	50,404	5,976	40,021	32,395	7,626	409	1,035	534	100,102
1893	62,112	55,050	7,061	46,630	38,279	8,352	455	1,205	634	115,584
1894	68,268	60,062	8,206	53,722	44,501	9,221	442	1,426	680	130,130
1895	73,765	64,225	9,539	60,498	50,442	10,056	462	1,706	797	143,396
1896	78,848	68,508	10,340	68,392	57,654	10,738	530	1,929	878	153,852
1897	79,983	68,715	11,268	75,985	64,591	11,394	527	2,087	946	157,851
1898	87,381	75,073	12,308	83,732	71,733	11,999	589	2,272	979	161,499
1899	95,870	82,882	12,987	92,076	79,284	12,792	597	2,512	1,055	165,293
1900	105,454	91,784	13,670	100,877	87,352	13,525	657	2,754	1,111	169,870
1901	126,718	111,992	14,726	113,991	99,301	14,690	760	3,007	1,187	182,597
1902	141,394	125,663	15,731	124,797	108,133	16,664	897	3,313	1,672	199,194
1903	154,168	135,264	18,905	136,790	117,913	18,877	1,031	3,723	1,749	216,572
1904	167,783	148,251	19,532	147,177	127,309	19,868	1,135	4,067	1,786	237,178
1905	178,966	157,823	21,143	157,540	136,148	21,392	1,374	4,461	1,846	258,604
1906	189,709	166,974	22,735	165,964	143,161	22,803	1,574	4,662	2,038	282,348
1907	195,772	171,561	24,211	175,250	151,091	24,160	1,639	4,996	2,142	302,870
1908	207,551	181,597	25,954	183,819	157,885	25,934	1,861	5,279	2,368	326,602
1909	214,104	198,981	15,123	189,874	162,266	27,608	2,130	5,575	2,707	510,737
1910	235,829	199,920	35,908	206,223	164,425	28,877	2,256	5,681	2,736	540,342
1911	227,699	196,842	30,857	202,568	166,611	29,761	2,435	5,910	2,838	565,473
1912	225,473	192,764	32,709	207,195	170,303	30,739	2,499	6,158	2,499	583,751
1913	229,269	194,681	34,588	215,155	176,638	32,247	2,740	6,212	1,503	597,865

資料：Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885 1906, S. 14 15; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1910, S. 334 335; 1911, S. 396; 1913, S. 372 373; 1914, S. 387 388; 1915, S. 385 386; 1916, S. 87 88.

1億8000万マルク近くにまで大きく伸びた。支出総額に占めるその割合は1892年に80%を超え、1900年に87%まで上昇した後、暫くは横這い状態にあり、その後はやや低下して、1910年以降は80%台前半であった。これは、事務費が相対的に大きな割合を占めたのと表裏の関係にあっ

た。その事務費は、1886年の320万マルクから1900年には1350万マルク、13年には3225万マルクにまで増大した。支出総額に占めるその割合は、当初の62%から13%にまで低下したが、その後はやや上昇して1913年には15%であった。事務費のなかでは、補償の決定や訴訟手続き、

それに事故防止の費用が全体の $\frac{1}{3}$ を占めていたことが注目される。前二者は、補償の基礎づけとなる就業不能度の認定が簡単ではなかったことや、保険者である同業保険組合の運営がその加入者である雇用主によってなされ、そのためにしばしば異議申し立てなどがなされたことによると考えられる<sup>34)</sup>。また、同業保険組合による事故防止活動は、経営における安全環境の改善・向上に与って力があつたであろう<sup>35)</sup>。死亡事故が減少し、事故後の就業力の回復が増加する傾向がみられたことはさきに確認したとおりである。これらはいずれも、労災保険制度に特有の出費であつた。

他方、収入総額は、1885年の100万マルクから年々上昇を続け、1900年には1億マルクを超え、10年には2億3600万マルク近くに達した。11、12年にはやや減少したけれども、13年には約2億2900万マルクであつた。収入の大部分が保険料によるものであつたことはいままでのないが、収入総額に占めるその割合は1890年代初めから80%台後半で小刻みに変動した。残る10%強は利子などによる収入であつた。それが1910年以降は15%を占めていたことも看過できない。

この間、収入額は支出額を上回つた。そして、資産額は1886年の800万マルク弱から1913年の6億マルク近くにまで増大した。「労災保険法」の規定では「年間必要額」の2倍に相当する積

立金の形成が目処とされていたが(第18条)、実際の資産額は支出額の3倍近くに達することもあり、制度が施行され始めた直後と1898年から1909年までの期間にはその比率がやや下がつたけれども、この期間でも資産額は支出額の1.6倍を下回ることにはなかつた。

#### (4) 廃疾 = 老齢保険

##### a 給付実績

廃疾・老齢保険の保険者は、国営の経営について設置された10の特別金庫を別とすれば、邦や州などの地域別に設置された31の保険所であつた<sup>36)</sup>。

第14表は廃疾保険の給付実績を示したものである。これによると、年金受給者の合計は、1897年の46万人から1913年の120万人強にまで着実に増加した。被保険者に占めるその割合は1897年の4%足らずから徐々に上昇したが、それでも1905年以降は7.5%前後にとどまっていた。個別的にみれば、老齢年金の新規受給者数は1891年には一挙に13万人を数えた。これは、1889年「廃疾 = 老齢保険法」に施行に伴う移行措置によるところが大きかつたと考えられる<sup>37)</sup>。翌92年には4万人強にまで落ち込み、その後も減少傾向をつづけて、1900年代初頭からは1万

36) この管理については当初から国家的 = 官僚制的要素が強かつたことが指摘されている。W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, p. 130; G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 41.

37) 「廃疾 = 老齢保険法」第157条は、同法実施に当たつての移行規定として、40歳を超える被保険者については、受給資格期間の30年から40歳を超える年数分が差し引かれるとした。したがつて、70歳を超える被保険者はただちに受給資格を得たことになる。廃疾年金についても同様に、第156条において、被保険者が同法の施行から5年間に就業不能となり、1年間の保険料を支払っている場合には、施行前の5年間に雇用されていた期間だけ年金受給資格を得るための期間が短縮される、と規定された。

34) 福澤直樹氏は、労災保険の保険者である同業保険組合の管理・運営に被保険者が直接関与できなかつたという問題点、このために異議申し立てやライヒ保険庁への上告数が増加していったことを指摘している。福澤直樹「ドイツ第二帝政期ライヒ保険法の成立過程とその社会政策的意義」、5ページ。

35) M. Stolleis, *Geschichte des Sozialrechts in Deutschland*, S. 83では、工場監督官の任務の一部が同業保険組合によって引き受けられた、とされている。



第14表 廃疾保険実績 (1885 - 1913年)

(単位：千人；千マルク；マルク)

年	被保険者数		廃疾年金受給者数		疾病年金受給者数		老齢年金受給者数		給付総額	うち、		療費	保険料弁済	1人当たり平均年金額	
	合計	新規	合計	新規	合計	新規	合計	新規		廃疾年金	老齢年金			療費	保険料弁済
1881	11,490	0		133			15,300	0 (0)	15,299 (100)	0 (0)	0 (0)			113.5	124.0
1882	11,650	18		42			22,396	1,339 (6)	21,025 (94)	32 (0)	32 (0)			114.7	127.3
1883	11,813	35		31			28,021	5,207 (19)	22,706 (81)	108 (0)	108 (0)			118.0	129.4
1884	11,978	47		34			34,816	10,032 (29)	24,420 (70)	365 (1)	365 (1)			121.2	125.6
1885	12,145	56		30			42,681	15,333 (36)	26,497 (62)	632 (1)	219 (1)			124.1	131.8
1886	12,314	64		26			51,322	20,845 (41)	27,327 (53)	1,176 (2)	1,975 (4)			126.7	133.4
1887	12,486	76	237	22	226	464 (3.7)	59,894	27,061 (45)	27,556 (46)	1,886 (3)	3,391 (6)			128.7	135.8
1888	12,660	85	296	20	223	519 (4.1)	68,940	34,363 (50)	27,450 (40)	2,630 (4)	4,497 (7)			130.8	138.0
1889	12,836	97	362	17	219	580 (4.5)	78,657	42,368 (54)	26,826 (34)	4,016 (5)	5,446 (7)			131.6	141.6
1890	13,015	126	450	20	215	672 (5.2)	92,729	53,573 (58)	26,224 (28)	5,578 (6)	6,617 (7)			142.0	147.7
1891	13,197	130	536	15	203	752 (5.7)	105,271	65,022 (62)	24,656 (23)	7,131 (7)	6,925 (7)			146.3	150.4
1892	13,381	143	630	13	192	839 (6.3)	120,414	78,566 (65)	23,507 (20)	9,051 (8)	7,134 (6)			149.7	154.1
1893	13,567	153	728	12	181	930 (6.9)	135,153	92,796 (69)	22,113 (16)	9,903 (7)	7,556 (6)			152.3	155.9
1894	13,756	140	803	12	169	996 (7.2)	148,356	105,346 (71)	20,888 (14)	10,908 (7)	7,858 (5)			155.1	158.9
1895	13,948	123	858	11	156	1,043 (7.5)	158,220	114,287 (72)	19,476 (12)	12,159 (8)	8,172 (5)			159.5	160.7
1896	14,143	111	892	11	145	1,069 (7.6)	166,039	120,988 (73)	18,355 (11)	13,468 (8)	8,436 (5)			162.9	163.3
1897	14,958	112	927	11	136	1,097 (7.3)	172,891	126,692 (73)	17,312 (10)	15,186 (9)	8,855 (5)			166.0	166.2
1898	15,226	117	959	11	128	1,119 (7.3)	181,477	132,932 (73)	16,353 (9)	17,895 (10)	9,237 (7)			170.3	169.9
1899	15,444	115	983	11	120	1,135 (7.3)	189,030	139,257 (74)	15,550 (8)	19,346 (10)	9,421 (5)			174.8	174.2
1900	15,660	108	1,008	12	114	1,153 (7.4)	196,826	145,589 (74)	15,011 (8)	21,102 (11)	9,430 (6)			176.9	175.7
1901	15,878	118	1,037	12	110	1,176 (7.4)	203,866	151,330 (74)	14,468 (7)	22,079 (11)	10,247 (5)			180.1	177.5
1902	16,099	125	1,066	12	105	1,199 (7.4)	205,192	158,611 (77)	14,053 (7)	23,670 (12)	1,671 (1)			187.0	192.3
1913	16,324	134	1,100	12	102	1,229 (7.5)	218,337	167,295 (77)	13,738 (6)	26,485 (12)				195.4	203.6

注：1) 疾病年金は、一時的な就業不能の被保険者が、26週間をこえる就業不能期間について受給する (1899年「廃疾保険法」第16条による)。

2) 年金受給者の合計は、各年初の受給者数にその年の新規受給者数を加えたもの。

3) 1912年からは遺族にも年金が支給された (「ライヒ保険法」第1258～1261、1292、1307条)。給付総額にはそれが含まれている。

4) 受給者数合計欄の ( ) 内は被保険者数に対するその百分比。疾病年金、治療費、老齢年金、保険料弁済欄の ( ) 内はそれぞれの給付総額に占める百分比。

但し、ここでは被保険者家族扶助 (1899年「廃疾保険法」第18条)、廃疾者施設扶助、一時就業不能者の疾病年金が省略されているために、合計は100にならない。

資料：Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885 1906, S. 8, 16 17, 20; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1909, S. 346; 1910, S. 334 335; 1912, S. 372; 1913, S. 372 373; 1914, S. 386 388; 1915, S. 384 386; 1916, S. 86 87; 1920, S. 212.

人強の水準で推移した。この新規年金受給者数に毎年の年初受給者数を加えた受給者の合計も、1890年代末には20万人を超えていたが、1910年までに10万人強へと半減した。被保険者に占めるその割合も、1897年には1.8%であったが、1907年には1%を割り込み、13年には0.6%であった<sup>38)</sup>。これに対して、新規の廃疾年金受給者数は、92年には2万人足らずであったが、その後増加して、93年には老齢年金受給者数を上回り、1900年には10万人を、03年には15万人を超えた。その後それはやや減少して、12万人前後で小刻みに変動した。これに対応して、年々の合計廃疾年金受給者数も90年代末の24万人弱から1910年頃には100万人を超えるまでに急増した。被保険者に占めるその割合は、1897年から1913年までに2%弱から7%近くにまで上昇した<sup>39)</sup>。これら2つの年金に、1900年以降は、一時的に就業不能の被保険者が26週間を超える就業不能期間について受給する疾病年金が加わり、新規の受給者数で1万人強、合計で約3万人がそれを受給していた。

38) これについては次のような事情も考慮されねばならない。ドイツにおける平均寿命は20世紀初頭には男性で45歳、女性では48歳であり、70歳まで生存した男性の割合は20%台にとどまっていた。桜井健吾『近代ドイツの人口と経済』、ミネルヴァ書房、2001年、92-95ページ；F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S. 183; M. Stolleis, *Geschichte der Sozialrechts in Deutschland*, S. 86. 加藤榮一「社会保険のゲネシス・試論」、30ページをも参照。

39) 廃疾年金受給者数の動向には、「廃疾」の認定の問題も関わっていた。テンシュテットは、それは一般的には制限的に運用されたが、1899年の「廃疾保険法」以降はいくらか改善された、と述べている。F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S. 185. ドウソンも1899年以降の廃疾年金の新規受給者数の増減をその点から説明している。W. H. Dawson, *Social Insurance in Germany 1883 1911*, p. 160. また、シュトルアイスは、資金的なゆとりが「廃疾」認定を緩和することを可能にしたと述べている。M. Stolleis, *Geschichte der Sozialrechts in Deutschland*, S. 88.

第15表 年金受給者の年齢別構成(1911年)

(単位:千人;%)

年 齢	廃疾年金	疾病年金
20~24歳	3.2 ( 2.7)	1.0 ( 8.4)
25~29歳	5.2 ( 4.5)	1.4 ( 12.2)
30~34歳	5.2 ( 4.4)	1.4 ( 11.8)
35~39歳	5.7 ( 4.8)	1.4 ( 12.2)
40~44歳	6.0 ( 5.1)	1.3 ( 11.4)
45~49歳	7.7 ( 6.5)	1.4 ( 12.3)
50~54歳	10.6 ( 9.0)	1.5 ( 12.3)
55~59歳	14.4 ( 12.2)	1.2 ( 10.2)
60~64歳	22.6 ( 19.2)	0.8 ( 6.9)
65~69歳	22.4 ( 18.9)	0.2 ( 2.1)
70歳以上	15.0 ( 12.7)	0.0 ( 0.2)
合 計	118.2 (100.0)	11.8 (100.0)

資料: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 29. Jg., Nr. 1, 1913, S. 174.

1911年時点での廃疾年金と疾病年金の受給者を年齢別にみれば(第15表)、疾病年金の場合には20代後半から50代まで広く分散していたのに対して、廃疾年金では50代が21%、60代が38%であり、これに70歳以上を加えると、全体の72%を占めた<sup>40)</sup>。なお、12年以降は遺族年金が加わった。13年における新規の年金受給者数は、寡婦(寡夫)年金で約8000人(平均年金額78マルク)、遺児年金で約2万6000人(1家族の平均年金額80マルク)であった<sup>41)</sup>。

つづいて給付額についてみれば、給付総額は

40) リッターは、1910年の廃疾年金受給者の年齢構成を示して、「ほとんどの年金生活者は、70歳になる前に年金を受け取るようになった。それゆえに、年金保険も、救貧法による老齢・廃疾者扶助という以前のシステムに対する進歩として受け入れた」と述べている。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 55. 他方でヘンチェルは、年々の新規廃疾者の1/4強が50歳未満、2/3が60歳未満であったことに注目し、過酷な労働が労働者を早期に廃疾に追い込むことになった、としている。V. Hentschel, *Geschichte der deutschen Sozialpolitik (1880 1980)*, S. 24 25.

41) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1914, S. 382; 1915, S. 380.

1891年の約1500万マルクから急増して1901年には1億マルクを、11年には2億マルクを超えた。この過程で90年代末には老齢年金と廃疾年金の位置が逆転し、1913年には廃疾年金が給付総額の80%近くにまで増大し、老齢年金は6%にまで低下したが、これは、受給者数の推移と対応したものである。1人当たりの年金額は、1891年に廃疾年金で114マルク、老齢年金で124マルクであった。その後、それは1913年までに廃疾年金で195マルク、老齢年金で167マルクにまで上昇した。これには、のちにみるような、被保険者の賃金等級の上方への重心移行も関わって

いた。けれども、年金は総じて低位であったと特徴づけられる<sup>42)</sup>。

年金のほかに給付として計上されている治療費は、1890年代初頭には微々たる額であったが、1900年には500万マルク、04年には1000万マルクを超え、13年には26000万マルクに達し、給付総額の12%を占めていた。この治療費は、1899年「廃疾保険法」第18条の規定に基づくものであり、とくにそれによる結核対策が重要な意味をもったことが指摘されている<sup>43)</sup>。

## b 財政

第16表は廃疾保険の財政状況をみたものである。これによると、支出総額は、1891年には1900万マルク強であったが、そこから急増して1900年には1億マルクを、08年には2億マルクを超え、1913年には2億4000万マルク強であった。給付額は1891年の1500万マルクから年々上昇して1901年には1億マルクを、11年には2億マルクを超えた。支出総額に占めるその割合は1891年の80%から次第に上昇し、その後90年代末以降はほぼ90%で一定していた。それに対応して、1890年代末以降、事務費は支出総額の10%を占めており、そのなかでは、絶対額でも事

42) テンシュテットは、労働者の場合に高齢者の生活が悲惨であったことを指摘したのにつづいて、年金の意味について、保険所で活動したアルトホフ Dr. Dr. Althoff の以下のような回想を引用している。「一般に年金で生計費がカバーされないことは認めざるを得ない。とくに都市ではそうである。これに対して、現物経済が相当の範囲で支配し、現金が不足がちであった農村では、家計において年金が大きな役割を果たすことがわかった。せいぜいちょっとした手助けが子どもの面倒をみることでやっと役立つことができるにすぎず、それゆえに家族にとって望ましくない負担となっていた老人や廃疾者は、毎月、相当の現金額を家計に入れることができれば、信望と愛情を大いに受ける。」F. Tennstedt, *Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, S. 184. また、リッターは、「廃疾 = 老齢保険法」が実施された時の状況を、「廃疾 = 老齢保険の導入に際して、きわめて低い年金額は、それが、<安上がりの場所でぎりぎりの生活をするためにだけ>足りるもので、従って、年金受給者はできるだけ<農村に居住>すべきであることによっても正当化された。…政府が望んだ、年金保険による農業と農村の状態の改善がまずは始まったというのは明らかである」と描き、また、低い廃疾年金については、「年金は、総じて、工業・商業・交通業の被用者の平均年所得の約1/6にすぎず、農村においてさえも、個人ないし全家族にとって生存最低限以下であった」と述べている。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 32 33, 55. (なお、リッターは1891年の職業別老齢年金受給者数をあげているが、それによると、農業が43%、工業・手工業が23%、商業・交通が9%であった。Edenda, S. 122.) シュトルアイスマ、年金の性格について、「生計への安全補助 Sicherheitszuschuß zum Lebensunterhalt」という言葉を引用している。M. Stolleis, *Geschichte des Sozialrechts in Deutschland*, S. 84.

43) 1899年「廃疾保険法」第18条は、89年「廃疾 = 老齢保険法」第12条の規定から一步踏み込んで、被保険者が病気で廃疾年金を請求する恐れがある場合には、そうした不利益を防ぐために、保険者は適当と思われる範囲の治療を取らせる権限を有する、と規定した。その具体策が邦保険所の病院とくに結核療養所であった。リッターによれば、結核による1000人当たりの死亡率は1876 1910年に30.9から15.3に低下した。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 63 64. H. G. Reuter, *Verteilungs und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich*, S. 132 133; D. Zöllner, *Landesbericht Deutschland*, S. 99も参照。鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』、232ページも、ロイターを引きながらこの点に注目している。

第16表 廃疾保険財政(1885-1913年)

(単位:千マルク)

年	収入総額	雇用主 保険料	被保険者 保険料	ライヒ補助	利子など	支出総額	給付総額	事務費	うち、		訴訟手続き	資産
									保険料徴収	年金決定		
1891	100,818	46,986	46,986	6,050	796	19,199	15,300	3,899	1,206	7	258	81,619
1892	108,594	47,821	47,821	9,041	3,910	27,232	22,396	4,836	1,501	49	367	162,981
1893	115,016	48,454	48,454	11,337	6,771	33,065	28,021	5,044	1,669	86	332	244,932
1894	124,102	50,018	50,018	13,923	10,143	40,204	34,816	5,388	1,676	145	318	328,831
1895	133,058	51,360	51,360	16,933	13,404	48,744	42,681	6,063	1,815	222	344	413,145
1896	144,225	54,568	54,568	19,232	15,857	58,086	51,322	6,764	2,094	321	342	499,284
1897	153,042	56,406	56,406	21,837	18,392	67,126	59,894	7,232	2,232	402	346	585,200
1898	163,564	58,976	58,976	24,401	21,211	76,852	68,940	7,911	2,370	466	343	671,912
1899	178,373	63,632	63,632	27,108	24,001	87,623	78,657	8,966	2,605	522	364	762,662
1900	187,070	64,385	64,385	30,762	27,538	103,973	92,729	11,244	2,976	832	404	845,759
1901	199,525	67,407	67,407	33,871	30,841	116,122	105,271	10,851	3,067	979	460	929,162
1902	210,677	69,493	69,493	37,850	33,842	132,362	120,414	11,948	3,222	1,180	459	1,007,478
1903	224,722	73,138	73,138	41,855	36,591	147,918	135,153	12,765	3,506	1,309	501	1,084,281
1904	238,501	77,044	77,044	45,276	39,137	162,376	148,356	14,020	3,674	1,401	536	1,160,405
1905	250,312	80,646	80,646	47,351	41,669	173,177	158,220	14,957	3,856	1,540	621	1,237,540
1906	263,341	85,063	85,063	48,758	44,457	182,355	166,039	16,316	4,296	1,590	685	1,318,526
1907	275,792	89,322	89,322	49,621	47,528	190,250	172,891	17,359	4,411	1,761	690	1,404,068
1908	285,882	92,211	92,211	50,522	50,938	200,339	181,477	18,862	4,739	1,964	763	1,489,611
1909	293,894	94,219	94,219	51,501	53,955	209,393	189,030	20,364	4,901	2,302	834	1,574,111
1910	306,993	98,677	98,677	52,538	57,100	218,945	196,826	22,120	5,124	2,357	919	1,662,159
1911	323,438	104,903	104,903	53,283	60,349	226,235	203,866	22,368	5,297	2,393	914	1,759,362
1912	399,938	136,709	136,709	55,069	71,450	230,159	205,192	24,968	5,907	2,284	708	1,929,095
1913	419,345	144,976	144,976	58,526	70,867	242,953	218,337	24,617	6,224	2,266	547	2,105,492

資料: Statistik der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs für die Jahre 1885 1906, S. 16 17; Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1910, S. 334 335; 1913, S. 372 373; 1915, S. 385 386.

務費全体に占める割合でも労災保険の場合に比べて訴訟費用が小さい一方、保険料徴収にかかわる費用が $\frac{1}{4}$ を、年金決定費が10%前後にあたり、この両方で事務費の $\frac{1}{3}$ 以上を占めていたことが目を惹く。廃疾保険における保険料の徴収は、保険所が発行する賃金等級ごとの印紙を雇用主が購入して、それを各被保険者の受領帳（これは邦中央官庁指定の部署で発行される）に貼り付けるという方式が採られていた（1889年「廃疾＝老齢保険法」第99、101、103条<sup>44)</sup>。また、年金の申請は下級官庁でなされ、それが各保険所理事会の審査・承認され、年金額も決定されるとされ、年金の支給は郵便局でなされることとされた（同法第75、91条）。こうした手続きのためにそれにかかわる費用が嵩むことになったと考えられる。

支出と収入を対比してみると、支出総額は1891年には収入総額の20%にも満たなかったが、その割合はその後上昇して1904年から数年間は70%前後で横這いを続けた後、12、13年には60%弱に落ち込んだ。収入総額は1891年に既に約1億マルクであり、それから1913年の4億2000万マルク近くまで、4倍を超える増大を示した。収入源は、保険料収入、ライヒ補助と利子などであった。そのうち、保険料収入は1891年には約9400万マルクであった。1889年「廃疾＝老齢保険法」において準備金の形成などを見込んだ保険料率が設定されていたことは既にみたとおりである。保険料収入はそこから1913年の2億9000万マルク弱まで約3倍に増大した。同じ期間に被保険者数の増加は約1.4倍（1150万人から1632万人へ）であったから、前者は後者を大きく上回って

いたことになる。被保険者の賃金等級の重心が上方に移行したからであった。被保険者の賃金等級とその保険料を示す第17表によれば、賃金等級とは、保険所の場合、1891年から1911年までに63%（それぞれ25%と38%）から31%（8%と23%）にまで減少し、これらの等級が納める保険料が全体に占める割合も54%（17%+37%）から21%（4%+17%）にまで大きく減少した。賃金等級は同じ期間に22%から26%へ増大したが、この等級の納める保険料の占める割合は25%から24%へ、僅かながら減少した。それは、賃金等級との占める比重が上昇したからであって、とくに1899年法によって5段階になった後、賃金等級の割合は急増し、1911年には保険料25%、収入では35%を占めていた<sup>45)</sup>。

保険料収入の増大にもかかわらず、収入総額に占めるその割合は、1891年の94%から1913年の70%弱まで徐々に低下した。ライヒ補助や利子などによる収入がかなり大きな割合を占めるにいたったからである。ライヒ補助は、1891年には600万マルクであったが、それ以降年々増加して1913年には6000万マルク近くにまで達していた。これは、50マルクのライヒ補助が各受給者に支給されることからして、年金受給者数にほぼ対応した伸びであった。収入総額に占めるその割合は、1890年代初頭の10%弱から1902年の18%まで上昇を続け、それから09年までは18~19%で横這い状態にあったが、10年からはやや低下して、12、13年には約14%であった。他方、利子などによる収入は、より大きな伸び

44) このために、この法律は「貼り付け法」Klebegesetzと揶揄されたという。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 54.

45) この間、被保険者のなかで高賃金層の割合が上昇したことは、既にリッターによって指摘されている。G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S. 55と註202（139ページ。原資料は、*Ämliche Nachrichten*, 31. Jg. Nr. 1, 1915, S. 155）を参照。

第17表 保険料と保険料収入の賃金等級別構成(1891-1911年)

1) 保険所

(単位: %)

年	賃金等級		賃金等級		賃金等級		賃金等級		賃金等級	
	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入
1891	25.3	17.1	38.4	36.9	21.7	25.0	14.6	21.1		
1896	22.1	14.6	38.5	36.4	24.1	27.3	15.3	21.7		
1901	17.9	10.9	33.6	29.4	23.9	25.1	16.2	21.4	8.4	13.3
1906	12.7	7.2	29.0	23.6	24.4	23.9	18.3	22.4	15.6	23.0
1911	8.4	4.4	22.7	17.1	26.2	23.9	17.4	20.0	25.3	34.7

2) 特別金庫

(単位: %)

年	賃金等級		賃金等級		賃金等級		賃金等級		賃金等級	
	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入	保険料	保険料収入
1901	1.1	0.5	4.5	3.0	30.5	24.3	20.2	20.1	43.7	52.2
1906	1.0	0.5	2.9	1.9	24.1	18.7	24.3	23.6	47.7	55.4
1911	1.0	0.4	1.4	0.8	12.3	9.1	27.2	25.2	58.1	64.5

注: 1) 「保険料」は各賃金等級で支払われた週保険料の数(被保険者数に対応)を全体に対する百分率で示す。

2) 「保険料収入」は賃金等級別の保険料収入額を全体に対する百分率で示す。

3) 「保険所」は31の保険所の数字。

4) 「特別金庫」は10の特別金庫の数字。

資料: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 29. Jg. Nr. 1, 1913, S. 169.

を示した。1894年には約1000万マルク(収入総額に占める割合は8%)であったが、1901年には3000万マルク(15%)、08年には5000万マルク(18%)と、絶対額でも相対的にも急増し、1913年には7000万マルク強(17%)であった。

利子収入の原資となる資産は1891年には8000万マルクであったが、1913年には総支出額の9倍余りに相当する21億マルクに達していた。1892年から1910年まで、年々8000万マルク近くから9000万マルクを超える継続的な増加があり、11年以降の増加額はより大きくなった。この資産形成は疾病保険や労災保険のそれを大幅に上回っていた<sup>46)</sup>。資産の一部は、結核療養所をはじめとする自らの施設建設の資金として、また、

労働者住宅建設への貸し付け、土地改良や干拓、植林といった農業関係の信用供与、ガス工場や発電所の建設、地方鉄道や市街電車の建設、運河・港湾・橋梁・ダムの建設、護岸工事、治水、公衆衛生の向上などのために用立てられた。1911年に保険所が行った施設建設費の

総額は6400万マルクであり、福祉目的の貸し付けの合計は8億マルクを超え、資産総額の46%を占めた<sup>47)</sup>。

### 3 小括

以上、1880年代から第1次世界大戦勃発前までのドイツの社会保険制度を制度的な枠組みと実績についてみてきた。今日から振り返ってみると、失業保険制度を欠いていたし、給付の水準は高いとはいえず、その範囲もとくに家族については限られたものであった。さらに制度が

46) この点に関してロイターは次のように述べている。「疾病金庫と同業保険組合は賦課原理によって運営されたから、積立金は予想されない支出があった場合の保証手段と考えられていた。積立方式によって構想された廃疾保険では積立金形成はそれとは違った意味をもった。老齢年金と廃疾年金は、被保険者の連帯共同体が貯えた資産から支払われるべきであるとされたのである。H. G. Reuter, *Verteilungs- und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich*, S. 136 137. なお、強制保険における賦課方式と積立方式については、R. van der Borght, *Umlage oder Kapitaldeckungs (Prämien) Verfahren bei obligatorischen Unfallversicherung*, Berlin 1897をも参照。

複雑であり、保険者間での格差が存在したことも無視できない問題だったのであろう。それでも、社会保険制度が当時のドイツ社会、ひいてはドイツの歴史のなかで大きな意味をもったことは疑いない。それを確認する意味で、また、この時期の社会保険制度をより広い視野から位置づける意味で、ここではいくつかの評価を引いておこう。リッターは、「社会保険は給付と該当者の範囲を拡大しただけでなく、それが適用された人々の社会的状態の改善にとって質的に決定的な進歩であった。それは、伝統的な貧民扶助とは違って被保険者に…事故、疾病、老齢、廃疾の場合に、困窮度審査によらない法的な救済請求権を認めた」とし、「社会保険立法はすでに19世紀中葉に始まった労働者政策と救済政策の分化の過程を進めた。…労働者の政治的解放よりずっと前に保険の対象となりうる労働者の社会統合への一歩が踏み出された」と述べ、それには自治という思想の制度化が一役買った

ことも指摘している<sup>48)</sup>。また、「社会保険が世紀の仕事であったことは議論の余地がない」と述べたシュトルアイスは、「社会保険はこの間に定着し、きわめて広い層から受け入れられ」、「典型的な生命の危険（疾病事故、廃疾、そして老齢）に対する対処は個人の領域から、国家が直接に関わることはない特別の公的な制度に転嫁できた。…この特別の制度は、財政的にも政治的にも国家の負担を軽くした」、としている<sup>49)</sup>。ヴェーラーは、「ビスマルクの社会保険は、拡大可能でどこまでも精緻化でき、そして世界的に模倣された生存配慮のための礎石を置いた。…実質賃金の上昇や1890年代以降の労働者保護法と相俟って、社会保険は、組織された労働者層の体制批判的な姿勢を軟化させ、国家に対するその忠誠を獲得するについてまさに決定的に寄与した」、と評価している<sup>50)</sup>。さらに、ヘニクは、社会保険制度によって「達成された成果は…著しい進歩」であるとし、「第1次世界大戦までの30年間につくられた制度は、今日に至るまでその基本構造が維持される<sup>51)</sup>と位置づけている。

1911年に「ライヒ保険法」によって3保険が一つの法律に統合され、「職員保険法」も成立して、ドイツの社会保険制度が第2の局面を迎えようとしていたその折に、1914年8月に第1次世界大戦が勃発した。戦争は4年を超える「総力戦」となったが、社会保険制度はそうし

47) Gemeinnützige Vermögensanlagen der Träger der Invalidenversicherung (Beitrag des Reichsversicherungsamts), in: *Reichs Arbeitsblatt*, 11. Jg., Nr. 6, 23. Juni 1913, S. 445 448. 廃疾保険の資産が公共目的のために用いられることは、*Die Leistungen der Arbeiterversicherung des Deutschen Reichs. Merkblatt. Für die Weltausstellung zu Paris im amtlichen Auftrage bearbeitet von Dr. jur. G. A. Klein, Berlin 1900*, S. 18で指摘されている。鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』、236 240ページもこの問題を論じている。また、シュトルアイスは次のように述べている。「就業不能のケースをできるだけ避けるという保険の利害に刺激されて、治療と療養を自ら行うという努力がなされた。被保険者のための病院や施設の融資への保険の参画は、まさに計算されたものであった。それは、結果的には年金支払いよりも安上がりだったのである。…こうして積立金が急速に形成され、それによって治療や療養施設を支弁することができた。加えて、1899年以降は、保険料の一部を邦保険所間の財政調整に利用することが可能であり、保険所自身では労働者住宅の建設を助成した。」M. Stolleis, *Geschichte der Sozialrechts in Deutschland*, S. 88. H. G. Reuter, *Verteilungs und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich*, S. 138 140をも参照。

48) G. A. Ritter, *Sozialversicherung in Deutschland und England*, S.35 36, 40.

49) M. Stolleis, *Geschichte des Sozialrechts in Deutschland*, S. 60, 101, 106.

50) H. U. Wehler, *Deutsche Gesellschafts Geschichte*, Bd. 3 1849 1914, München 1995, S. 915.

51) F. W. Henning, *Handbuch der Wirtschafts und Sozialgeschichte Deutschlands*, Bd. 2 Deutsche Wirtschafts und Sozialgeschichte im 19. Jahrhundert, Paderborn/München/Wien/Zürich 1996, S. 1156 1157.

た事態を全く想定していなかった。大戦のなかで社会保険制度がどのような問題を抱え、どのように機能していったのか。それを明らかにするのが次節以降の課題である。

[福岡工業大学社会環境学部 教授]

[九州大学名誉教授]